

危険物製造所等（設置者・名称等）変更届出書

● 以下のような場合に提出をしてください。

- ・ **設置者の住所が変更になった場合**（本社の移転等）
- ・ **設置者の氏名が変更になった場合**（人事異動等）
- ・ **設置者の役職名が変更になった場合**（代表取締役→代表取締役社長等）

【注意】会社名称が変更する場合、会社が合併する場合等、譲渡の発生する場合は譲渡引渡届になるので、詳しくは、予防課危険物係へ問い合わせください。

● 添付書類

特になし

● 届出時期

当該変更があった日から10日以内

問い合わせ先

高崎市等広域消防局 予防課 危険物係

電話 027-324-2214（土・日・祝日を除く、9時から17時）